



社会保険料・雇用保険料の料率等変更

令和8年4月分より、下記の通り社会保険料・雇用保険料の料率が変更されます。適用事業所の皆様は、役員・従業員からの徴収間違いにご注意ください。

- 【社会保険料】健康保険料：標準報酬の9.93% → 9.80% (↘) (労働者負担4.9%)
介護保険料：同 1.59% → 1.62% (↗) (労働者負担0.81%)
子ども・子育て支援金：0.23% (新設) (労働者負担0.115%)
- 【雇用保険料】一般の事業：14.5/1000 → 13.5/1000 (↘) (労働者負担5/1000)
農林・清酒：16.5/1000 → 15.5/1000 (↘) (労働者負担6/1000)
建設の事業：17.5/1000 → 16.5/1000 (↘) (労働者負担6/1000)

いずれも労使合計の料率です（社会保険料は5月納付分から適用）。特に社会保険料では、俗に「独身税」とも揶揄される「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。

展示会の出展者を募集します

商工会は、昨年度、インテックス大阪で開催された「FOOD STYLE 関西 2026」に出展し、町内事業所3社にご参加いただきました。本年度も、国の補助金を活用して展示会出展を計画しております。

つきましては、**展示会に出展いただける方を募集**します。今年度も昨年同様、大阪開催の「FOOD STYLE 関西 2027」への出展を予定しております。

あまたのバイヤーが集まる展示会で、自社商品を売り込んでみませんか？ 販路未開拓の関西展示会に出展することで、より高い効果が期待できます。出展準備から専門家や県連本部の専門指導員による効果的出展のためのアドバイスなど、商工会が全面的にお手伝いします。

【展示会概要】

- ・開催月日：令和9年1月27日（水）～28日（木）
- ・開催会場：インテックス大阪（大阪市住之江区南港北1丁目5-102）

【お申込・お問合せ】

- ・申込期限：4月24日（金）
 - ・申込先：八百津町商工会（電話 43-0266） ※担当 村瀬
- ※お申込み多数の場合は、事務局にて選定させていただきます。その点ご理解、ご了承ください。

【商工会で負担する費用】

- ・展示会の出展料、オプション費用（電源設置費、机等レンタル代）
- ・展示会場までの旅費、展示期間中の宿泊費（各1名分）
- ・展示ブースの全体的な装飾費用

4月現在公募中の補助金一例

いよいよ新年度が始まりました。2026年度予算の年度内成立は見送られましたが、前年度の補正予算を活用した様々な補助金の公募が始まっています。現在、比較的申請がしやすく使い勝手の良い国の「持続化補助金」が公募中です。物価高や人材不足で厳しい経営環境の中でこそ、補助金を活用して新たな取組みへのチャレンジをお勧めします。

申請をお考えの方は、**お早めに商工会にご相談ください。**(TEL 43-0266)

◎【国補助金】小規模事業者持続化補助金

申請期限：4月30日(木) ※商工会へのご相談は4月16日までをお願いします

事業期間：令和9年6月30日まで(実績報告提出期限：令和9年7月10日)

対象経費：販路開拓(＋業務効率化)の取組み(機械装置等購入費、広報費、展示会等出展費・旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費、ウェブサイト構築費(申請額の1/4以内))

共通要件：小規模事業者であること、商工会の支援を受けて事業に取り組むこと

① 一般型

補助率：2/3 補助金額：50万円(上限)

上乗せ金額：インボイス特例＋50万円(上限) 賃金引上げ特例＋150万円(上限)

追加要件：免税事業者がインボイス登録事業者になること(インボイス特例)

事業場内最低賃金を時給で50円以上賃上げすること(賃金引上げ特例)

② 創業型

補助率：2/3 補助金額：200万円(上限)

上乗せ金額：インボイス特例＋50万円(上限)

追加要件：創業3年以内であること

認定連携創業支援等事業者による「特定創業支援等事業」支援を受けていること

免税事業者がインボイス登録事業者になること(インボイス特例)

◎【県補助金】中小・小規模事業者パワーアップ応援補助金

申請期限：5月15日(金) ※商工会へのご相談は4月24日までをお願いします

事業期間：令和8年12月31日まで(実績報告提出期限：令和9年1月8日)

対象経費：持続的な賃上げにもつなげる「稼ぐ力」の強化に向けた事業規模拡大や業態転換などへの取組みに係る費用

共通要件：中小企業または小規模事業者であること、商工会の支援を受けて事業に取り組むこと

① 一般枠(小規模事業者のみ対象)

補助率：1/2 補助金額：150万円(上限)

② 働いてもらい方改革枠

補助率：小規模事業者 2/3、中小企業 1/2

補助金額：小規模事業者 300万円(上限)、中小企業 500万円(上限)

特例要件：小規模事業者に限り、事業費のうち「新たな働く環境づくりに要する経費」部分は補助率：10/10、補助金額：100万円(上限)

◎【国補助金】ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金）

申請期限：5月8日(金) ※商工会へのご相談は4月17日までにお願いします

共通要件：補助事業終了後3～5年の事業計画期間中、①事業者全体の付加価値額の年平均成長率が3.0%以上増加させ、②従業員（非常勤を含む）1人あたり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加させ、かつ③事業所内最低賃金を、地域最低賃金より30円以上高い水準にすること（未達成の場合補助金返還義務あり）

特例措置：大幅な賃上げに取り組む場合、従業員数規模に応じて補助上限額を引上げ
 所定の賃金水準の事業者が最低賃金の引上げに取り組む場合、補助率を引上げ

加点項目：経営革新計画認定済み・事業継続力強化計画申請済み・事業承継していること

① 製品・サービス高付加価値化枠

事業期間：交付決定を受けてから最大10ヶ月間

補助率：小規模事業者 2/3、中小企業 1/2

補助金額：750万円（従業員数5人以下）～2,500万円（従業員51人以上）

対象経費：革新的な新製品・新サービス開発のための設備・システム投資等の取組み
 （機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費）

② グローバル枠

事業期間：交付決定を受けてから最大12ヶ月間

補助率：小規模事業者 2/3、中小企業 1/2

補助金額：3,000万円（上限）

対象経費：海外事業（海外市場開拓・インバウンド対応等）を実施し、国内の生産性を高める
 取組みに必要な設備

（機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、
 ※海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ海外旅費、通訳・翻訳費、広告費）

◎【国補助金】デジタル化・AI導入補助金

申請期限：5月12日(火) ※商工会へのご相談は4月21日までにお願いします

事業期間：令和8年12月25日まで（実績報告提出期限：同日）

対象事業：中小企業・小規模事業者の生産性向上を目的に、ITツール+AI活用による業務効率化・DXへの取組み

共通要件：機器やサービスを提供するITベンダーと一緒に申請すること

補助額150万円以上の場合は、1人当たり給与を年平均+3%以上、かつ事業場内最低賃金を地域最低賃金から+30円以上賃上げすること（未達成は補助金返還）

① 通常枠

補助率：1/2

補助金額：150万円（1～3プロセス）～450万円（4プロセス以上）

対象経費：ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年）、導入関連費

② インボイス枠

補助率：1/2～最大4/5（事業者規模と導入対象設備による）

補助金額：10～350万円（上限）

対象経費：ITツール、パソコン・タブレット、レジ・券売機導入費用

情報発信に取組もう！ ～自社 PR 用動画作成を支援します～

「ホームページはあるけど閲覧数は頭打ち」「ネット通販してるけど微々たる売上」「とにかく人が欲しいけど求人に応募がない」「高い技術があるのに理解されない」などなど、顧客や求職者に「自社の良さ」をアピールするのは難しく、自社の売り込みにテクニックが必要な時代です。

そこで、自社 PR 動画を作ってみてはいかがでしょうか。「百聞は一見に如かず」、静止画像より動画の方が何倍も訴求力があります。商工会では、八百津町内の会員事業者の方が行う、自社 PR 動画作成の取組みに対して、必要経費の一部を補助します。この機会をぜひご利用ください。

【制度概要】

- ・助成率：総額の2/3以内 ・助成額：20万円（上限）
- ・申込み：随時受付（最終12月28日、動画作成前にお申し込みください）

また、岐阜県商工会連合会では、皆さまが抱える経営課題解決のため、様々なジャンルの専門家を無料で派遣しています。情報発信についても、動画を活用した今どきのツールの使い方やコツを事務所にて専門家からアドバイスを受けることができます。

動画作成や専門家の派遣を希望される方は、商工会までご相談ください。（TEL 43-0266）

人事異動のお知らせ

春は人事異動の季節です。

当会事務局でも下記のとおり職員に異動がありましたのでお知らせします。

- 【異動職員】 転出：経営支援員 _____ 令和8年3月31日付（坂祝町商工会へ）
 転入：経営支援員 _____ 令和8年4月1日付（坂祝町商工会より）

____支援員には、平成23年12月より14年以上の長きにわたり当会に勤務いただきました。新天地でのご活躍をお祈り申し上げます。

また、____支援員の後任として、____支援員が着任します。商工会の庶務と経理並びに女性部、健康診断などを担当します。____支援員同様、ご指導ご鞭撻の程、宜しく願い申し上げます。

【ご挨拶】

このたび、八百津町商工会へ異動してまいりました____と申します。微力ではございますが、地域の皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

お気軽にお声がけいただけますと幸いです。どうぞよろしく願いいたします。



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>